

当会議所は、法令に基づき昭和26年12月25日に自動車登録番号標交付
代行者の指定を受け、国に代わってナンバープレートの交付代行業務を行って
います。

自動車登録番号標交付手数料については、次の法令に基づき国土交通大臣の
認可を受けています。

道路運送車両法

第27条

自動車登録番号標交付代行者は、自動車登録番号標の交付に付き収
受する手数料については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
い。

国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、自動車登録番
号標の交付に要する実費を考慮して、これをしなければならない。

自動車登録番号標交付代行者は、第1項の手数料について、事業場
において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設
審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日
閣議決定）」に基づき、自動車登録番号標交付手数料の算定根拠を公開します。

1. 自動車登録番号標の交付手数料

大	型	980円
中	型	720円

2. 算出根拠

大	型	人件費259円+物件費721円=	980円
中	型	人件費190円+物件費530円=	720円